懲戒処分の公表

霧島市は、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

<table>
<tr><td>発表事項</td><td>市職員の懲戒処分について</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>
次のとおり市職員の懲戒処分を行いました。
<table>
<tr><td>所　　属</td><td>市長部局</td></tr>
<tr><td>年　　齢</td><td>50 歳代</td></tr>
<tr><td>事案の概要</td><td>公務外横領

○　被処分者は、地域の消防団（以下「団」という。）に所属し、令和５年度に会計を担当。
　令和５年度中に団の会計から 859,212 円を着服したことが、団の監査にて発覚。団は、着服金は全額返済されているため、刑事告訴はしない。

○　市は令和６年５月 20 日に当該着服情報を覚知したことから、本人へ聞き取りを行ったところ、着服を認めた。着服金は、生活費や遊興費等に充てたと説明。</td></tr>
<tr><td>処分量定</td><td>【懲戒処分　　停職６か月】
地方公務員法第 29 条第１項第１号、第３号及び第 33 条並びに霧島市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の規定により懲戒処分として停職とする。</td></tr>
<tr><td>処分発令日</td><td>令和６年５月 31 日　　（同日付で依願退職）</td></tr>
</table>
【問い合わせ先】総務部　総務課人事研修グループ
電話４５－５１１１（内線 1131）
</td></tr>
</table>